

近世後期における豪農商層の経済倫理と地域社会認識 (上)

〔備後福山の義倉設立と運営をめぐる〕

中山 富 広

はじめに

一 義倉の成立

〔運営をめぐる藩と調達人たちの綱引き〕

1 「義倉発給手続」と河相周兵衛

2 「救法目論見」と「義倉一件何書写シ」

3 義倉の運営と福山藩 (以上、本号)

二 義倉と地域社会

1 義倉貸銀と地域社会

2 義倉田と地域社会

3 社会事業の展開

おわりに

はじめに

文化元(一八〇四)年、備後福山藩の福山城下町に義倉が

設立された。この福山の義倉については畑中誠治氏の論稿がある。畑中氏によれば、天明六(一七八六)年から七年にかけて起きた福山藩天明大一揆や農村・農民の荒廃に危機感を募らせた豪農層が「体制側と結び、救荒設備としての朱子社会法―いわゆる義倉―を企画した」とされ、そして朱子学者たちの社会に関する論議が義倉発足時に強く影響していると指摘した。したがってその設立者たち(河相周兵衛ら新興の豪農層)の思想は封建的倫理を基軸として、各界の指導者たちを育成し、それを通じて庶民の教化を図ることにあったとされる。しかし経営の不振とともに民衆の朱子学的教化という目標は後退し、福山の義倉は高利貸付機関と地主経営に力点をおいた組織となったとされる。そして畑中氏はまた義倉本来の目的であった救恤活動についてもその効果に疑問をもち否定的な評価を与えている。

ところで義倉は「富者の義捐または課徴によって穀物を出

させ、官府がこれを管理して便宜かつ重要なところに貯穀をなし、入用の時に窮民に給与する制度」とされ、「富者の義捐」と「官府の管理」が義倉の条件であったことがわかる。ちなみに社倉は「多数のものが任意にそれぞれ身分相応に出しあつて、各居村の所々に貯穀をなし、自治的に処理する」ものであつた。⁽²⁾ こうした条件からみると広島藩の社倉は社倉そのものであり、菅茶山が「福府義倉」と命名した福山の義倉は、後述するように発足時はまさに義倉とよばれるにふさわしい組織であつた。

本稿は福山義倉の歴史的 성격について再検討を行おうとするものである。義倉が高利貸付機関と地主経営に力点をおいた組織であつたという畑中氏の指摘は一面間違ひではないけれども、当時の地域社会の経済状況との関連において再検討すると、義倉の新たな異なつた面も浮かび上がってくるように思われる。⁽³⁾ また当時の福山藩の豪農商たちはその地域社会の運営を藩から半ば任ざれており、民意を汲んだ経済倫理が彼らに求められていた。したがつて当然ながら義倉の発起を發案した河相周兵衛らの経済倫理が義倉の性格に大きく反映しているのではないだろうか。文政六（一八二三）年に「諸國に社倉義倉数々御座候え共、御国の如きは無類其他よりも羨み申し候」と義倉の出資者たちは自負しているが、本稿はその中味を先入観にとらわれることなく史料に即して明らかにしていきたい。

〔注〕

(1) 畑中誠治「福山藩の義倉について」(広島大学文学部紀要)二六卷三号、一九六六年。明治以降の義倉については、豊田寛三「福山「義倉」とその経営―明治―昭和初年における―」(広島大学教養部紀要Ⅱ)第六集、一九七二年)がある。なお「福山市史」中巻(二〇一七―一〇四四頁、畑中誠治執筆、一九六八年)や「広島県史」近世²(九四七―九六八頁、青野春水執筆、一九八四年)でも詳細な分析があるが、基本的には畑中論文の延長上に位置づけられる。

(2) 「国史大辞典」第四巻、「ぎそう義倉」(上田藤十郎執筆)。

(3) 高利貸付機関とはいふものの本当に高利であつたのか、義倉の救恤活動は本当に効果は少なかったのか、などの諸点について基本的な事柄を検討する必要がある。なお以下に使用する史料は断りのない限り、財団法人義倉所蔵史料である。筆者は「義倉二百年史」編さんの過程で史料の閲覧を許され、本稿はそれをもとに作成したものである。理事長河相典男氏(現、会長)には数々の御配慮をいただいた。記して深謝したい。

(4) 「福府義倉御備銀積査」(義倉録)一巻。

一 義倉の成立と運営をめぐる藩と開達人たちの綱引き

1 「義倉発端手続」と河相周兵衛

設立の準備 「義倉発端手続」は義倉設立の中心人物であつた河相周兵衛が、最晩年の天保二(一八三一)年二月に郡方

帳元役の浜野清治・齋藤財宛に書いた文章である。義倉設立の経緯を記したものはこの「発端手続」以外にはなく、その意味では義倉史を語るうえで貴重な史料となっている。まず設立に至る過程を簡単にみておこう。

寛政八（一七九六）年夏、深津郡深津村庄屋石井武右衛門が死に臨んで「家督は後の武右衛門へ譲り、有金は私（河相周兵衛）へ作配頼み、何ぞ御国用に立呉れ度」と託されたのであった。この石井武右衛門は寛保二（一七四二）年生まれであり、石井家は武右衛門の代で初めて庄屋となった家であった。武右衛門には男子がなく、同郡千田村庄屋河相周兵衛の弟肅を養子とした（後の武右衛門）。その関係で武右衛門は養嗣子肅の実兄にあたる周兵衛に「有金」の利用を依頼したのである。武右衛門は常々「家督（田地）は家のため暫く保留せざるべからざるも、金銭は之を子孫に伝うべきにあらず」との考え方を持っていたようである。²

周兵衛はその後の委託金を「当用御口入に調達仕り、残りを在中へ貸廻し、別勘定に仕り只様利倍」に殖やしていたが、周兵衛は口入銀調達に「御国用」に役立っていたとは思わず、城下と自宅の「毎日往返」に「懐手の算考」を続けた。「発端手続」の冒頭に、「先年広島御領分当国奥三次郡向江田村和田孫四郎と申す者、麦を取集め社倉仕組み候」話しを聞いたことを記しているので、隣藩の社倉やあるいは明和六（一七六九）年に設立された倉敷の義倉の噂もおそらく知っ

ていたので、これらの社倉や義倉を基本にして名家をこねり出そうとしていたのであろう。後述するように、福山の義倉の特色の一つに田畑を基本財産とすることがあげられるが、これは全国でも他に類例がない。³ こうしたことを河相周兵衛がいかにして考え出したのか、今のところ明らかにならな⁴い。ともあれ享和三（一八〇三）年夏になる頃には、周兵衛の頭の中には「御国用」のためになる基本骨格が固まったようである。同年六月、城下の宿屋で一緒になった品治郡戸手村庄屋信岡平六に「目論見」を語りかけたところ、平六は「先ず起きて寝衣を着替え、帯を改め」、「改めて今一応承り度申し好み候に付き委細相咄し候処、扱も妙策に候、拙者をも加え呉れるべきや」と賛同を得たのであった。

その後半年ほどの記載はないが、おそらく「目論見」の検討を続けていたのであろう。その年の暮れ十二月二十八日夜、城下の周兵衛の宿に城下町商人岩田屋（羽田）庄左衛門が訪ねてきた。周兵衛は来年は藩主正精が襲封後初めて帰国するので「右目論見発達致し度」と相談すると、庄左衛門も「夫れは妙なる救法」と感心した。庄左衛門は「兼て御国為筋」に名を残したい願望を持つ札座支配人藤作方へ、今から一緒に行き「仲間へ入れ」ようというとともに、周兵衛の「目論見」案で出資銀を大坂御用商人二〇〇貫目、地元が一〇〇貫目とすることについて、「左候ては御国の張込み手薄に存すべく間、半持ち百五拾貫目ずつに」した方がよいのではな

いかと指摘し、これも藤作に今から相談しようと周兵衛を促したのであった。周兵衛は「何分夜分の義寛々正月相談に致すべし」と答えたが、庄左衛門は「気早の男」であった。それから一人で藤作の宿へ行き、藤作を周兵衛の宿へ連れてきたのであった。藤作はその夜、周兵衛から詳しい説明を受け「大悦感いたし、何分来春登坂致し呉れ度、同道にて五軒屋へ熟談」しようとして約束した。

翌大晦日、庄左衛門は家老並の三浦遠江に周兵衛の「目論見」を話すと、三浦は周兵衛に対して「算立て」したものを持参するように庄左衛門に伝えた。「是迄は胸算のみ」であったので、周兵衛は「翌正月元旦に算算仕組み」、正月九日に三浦宅へ持参し「内覧」してもらった。三浦が「如何運ぶべき哉」と質問すると、周兵衛は「未だ仲間をも調わず、発端より深津村武右衛門託し置き候銀子のみ」と答えざるをえなかった。「去年来御入部に発達仕るべし」と決心していた周兵衛は、「心急ぎより平六へ」出銀を依頼し、さらに「帯屋もも志厚きものに付き仲間に入れ」ることとし、藩へ伺いを立てることとした。

「名家」と調達人(出資者) しかしそこで周兵衛は「大業の儀文首の私取組み候ては世間の取用も薄かるべし、身躰も連続仕り候ては信用如何哉」と、新興豪農層の領内における信用問題に気付いていたのであった。時期は明らかではないが、おそらく文化元年の春から夏にかけて次のような行動

を起こした。

神辺料助義学門と申し近国名高く、尤も身躰は存ぜず候え共何分数代の豪家、且つ鞆津大坂屋大身躰に付き諸国も聞え能きに付き、何卒少々加入致し、兩人発起頭に成呉れ度厚く相頼み候

すなわち「豪家」・大身代の神辺の料助と鞆の大坂屋に出資を頼み、かつ「発起頭」を依頼したのであった。そして城下の宿屋深津屋で周兵衛は二人と面談したが、「兩人共目論見を委細承り出銀太義に存じ候哉、替めて退き申し候」と断わられたのであった。周兵衛は「是は銀子不足して誘い候には御座無く、諸国へ名聞え居り候者を組入れ度に付き相咄し候事に御座候」と無念の思いを綴っている。

そのようなことがあつても福山で一五〇貫目を調達する目途は、石井武右衛門・河相周兵衛・信岡平六・帯屋利右衛門の四人でたつたようである。だが芦田郡府中市の木綿屋久三郎が噂を聞き付け、当時周兵衛の弟で神宮寺の住職であつた光雲を通じて加入を申請してきた。光雲の語るところによると「夜半時分に門を擲き罷り越し相頼み候は、此の度御舎兄大教法目論まれ候由、今晚承り候に付き夜中を俾らず罷り越し候、宜しき時節に生れ合い候と我が身ながら歎ばしく、此の儘千田へ御出是非共加入致させ呉れ度、吉津町津国屋常右衛門と兄弟申し合せ、拾五貫目出銀致し度平頼みに相頼み候」という熱心さであつたという。この熱心さに負けた周兵衛ら

は加入を認め、一深津の分^二石井武右衛門の出資を減らして木綿屋と津国屋の二軒で一五貫目の出資としたのであつた。⁽¹³⁾

文化元年の前半にはこのようなことがあつたが、河相周兵衛は同年八月五日、大坂に向かつた。すでに支配人藤作は大坂で周兵衛を待つており、八月十三日に「五軒屋」と参会した。五軒屋とは油屋吉兵衛・泉屋佐七・助松屋与兵衛・米屋惣兵衛・明石屋庄右衛門の大坂商人であり、福山藩札の発行元である。「五軒屋参会、一席にて決談仕り候」と記されているように、五軒屋も一五〇貫目を出資することを快諾したのであつた。

「役料」の意味 こうして三〇〇貫目の出資者（調達人）が決定した。この銀の運用については次節で述べることとして、ここでは周兵衛が力説している「役料」について検討しておこう。話しは戻るが、周兵衛が神辺の藤井料助に出資を依頼した直後のことであろうか、料助を通じて周兵衛は備中岡田藩の藩政を主導していた浦池左五郎から中井竹山「社倉私議」を貸与されている。周兵衛は「此の文中に朱子の常平倉に役料付かずでは後年相統成り難しとこれ有り、夫れより御役料の義願い上げ奉」ることになつたと記している。「社倉私議」にはこのような文章はないが、あえて示すと次の箇所であるうか。⁽¹⁴⁾

一、社倉の儀に付き諸人立合ひ候節、当日の食事或いは駕籠人足等の諸入用これ有るべく候、何れも社倉利米

の内より相弁じ申すべく候、尤も其の節頭よりオス迄其の事に掛り候面々へは、相応の骨折り代相定め置き、是又利米の内より相渡し申すべく候様にこれ有るべし、朱子社倉の記録中に衰足米相渡し申すべき事相見え候儀、則ち此の骨折り代の事にて御座候

すなわち「相応の骨折り代」を役料としてとらえたのである。「後年相統」のためにも役料が必要であると思つたので、周兵衛の熱意は尋常ではなかつた。しかし藩の回答は否であつた。「社倉私議」を引き合いに出しても「兎角御聞き済み遊ばされず」、周兵衛は「下方にて仕組み候銀子に候え共、一端上達致し御上の者と相成り候えは、則ち御下げ銀に御座候間御聞き済み成され度、公儀に於いても御役柄御相応に悉く役料これ有り」と願ひ出たのであつた。この周兵衛の言い方からすれば、設立準備段階ですでに義倉の運営は家中の者が行うことが決まっていたようである。またそのことは「下方の心得は下女の焚き候飯（＝出資銀）は戴き給べ候ものにこれ無く候え共、一旦神仏（＝御上）へ備え御下がりと相成り候えは（義倉運営にあたる家中が）口を濯ぎ頂戴仕り候」でもおかしくないと比喩していることから明らかである。しかし藩側の同意を得るまでには「御隙取り」、その後ようやく認められたが「又御中絶に相成り候」と二転三転するもの、文化元年十一月の「救法目論見」に「義倉掛り年番の御家中役料なり」として一貫三七〇目が計上されており、文

化二年以降の「義倉勘定帳」の支出にもみられるから、家中への役料支払いは最終的には認められたようである。¹⁵⁾

ではなぜ周兵衛はこれほど家中への役料にこだわったのであろうか。一つには運営にかかわる者の負担を考慮すること、が義倉の永続のために有益であることと考えたことはいうまでもない。またあくまでも推測にすぎないが、周兵衛は「社倉私議」の「社倉米年々勘定等の節は、御家中内より改めの人御立ち合いこれ有るべき事に存じ奉り候、併し其の儀に付いては、軽重に依らず御役人の内然るべからずと存じ奉り候、訳は社倉の儀は民間の爲にて、上の御用にては御座無く候」という文章に惹かれたのではないだろうか。運営に藩・家中が関与することはもはや避けられないことであつたとしても、設立されようとしている義倉の帰属を考えると、彼らに役料を支払わないという事態は文字通り福山藩の義倉となつてしまふのではないかと、周兵衛は考えていたのではないだろうか。

周兵衛不安の背景 文化元年十一月か十二月頃と思われるが、「後年の義覚束無し」と思った周兵衛は、先の推測と矛盾するようであるが家老並の三浦遠江に「発起頭」となつてもらいたいと内願した。このことを揶揄した福山藩の元締高瀧宗兵衛に対し、周兵衛は「万代不朽の大業に付き、御歴々様ならでは後年の取用い如何わしくと思案」したからだと反論した。すると高瀧はそのことは心配するな、「宜しき法と

御評決」し、「菅太仲に命じられ福府義倉と御号け」たので間違いはあるまいと諭されたのであつた。こうした一連の周兵衛の行動の背景にあつたものは何であつたろうか。実は当初は周兵衛ら調達人も当然運営に参加するつもりでいたが、藩の方で運営することが通達され、調達人は配当のみ受けるということに許可されたことに不満を持つていたからではないだろうか。

藩から命名を依頼された菅茶山は、官(藩)が管理運営するという説明を聞いて、社倉ではなく義倉を撰んだのである。¹⁶⁾しかし周兵衛の考えは違つていたのではないだろうか。藩には指導を受けるけれども、この義倉の帰属については一種の法人ととらえていたように思われる。先の役料の件も法人が家中に對価として役料を支払うことで独立を保とうとしたのである。したがつて設立前後のこのような周兵衛の行動は、管理運営をめぐつて藩と周兵衛との綱引きが演じられていたと解されるべきであらう。

「発端手続」執筆の目的 のちに周兵衛ら調達人も運営に加するようになり、綱引きは周兵衛らの方が勝つたのである。この点については後述するとして、ここでは周兵衛が「発端手続」を書いた理由を検討しておこう。¹⁷⁾

此法堅く相統を肝要と相願い度に付き、大銀調達、御褒美も、一統御断り申し上げ候義に御座候、諸国に社倉義倉数々御座候え共、常平倉始め貸付の利銀を取り凶年の救

い手当のみにて、平年儒仏神三道の教え始め、御当国様の諸救い御座無く、諸国無類の様存じ奉り候、是私の心根砕き候のみにては御座無く、全く御役人様方御賢慮御厚く有り難きを以て、諸国無類の法と成就仕り候(傍点、原文のまま)

ここには「全く御役人様方」の「御賢慮」を称賛しながらも、傍点を付した部分や「御当国様の諸救い御座無く」(「藩の援助も受けず」とさりげなく述べているように、この義倉が福山藩の義倉ではなく調達人たちが運営する義倉であることを主張している)のである。この時点で周兵衛が郡方帳元で義倉の担当であった浜野清治と森彦助にこのようなことをいわざるをえなかったのは、「発端より御役統きは御城代様・吉田様の御外は御承知遊ばされず故」であったからである。のちに明治二十四年に旧藩士たちが義倉の帰属をめぐって訴訟を起こしているから、周兵衛の心配は決して杞憂ではなかったのである。

〔注〕

- (1) 「義倉録」二番所収。
(2) 「財団法人義倉事蹟一斑」(福山市役所、大正十五年)。ただしこの典拠は明らかではない。なお本文でも述べたように石井家は「武右衛門に至り初めて里正」となった。武右衛門は「平素慈善を旨とし敬神尊仏の念厚く、陰徳を積むこと多し」。また義

倉出資人の一人養嗣子肅(二代目武右衛門)も「其の遺風を承け、其の資性温厚篤実にして勤儉克く家を幹し、常に貧を賑わし急を救う」(同前)と伝承されている。

- (3) 唯一例外として文政十二(一八二九)年に設立された秋田感恩講があげられる。ただ感恩講は田畑ではなく知行を買入れたことで、福山義倉とまた異なった特色をみせている(田中実「公益法人と公益信託」勲草書房、一九八〇年)。

- (4) 周兵衛と懇意であった普茶山の廉塾がその経営維持のために塾田を所有していたことが一つのヒントになったのではないだろうか。

- (5) 義倉出資人。平六は十五歳で父茂平治に代わって庄屋となった。「平素慈善公共のことに心を用い、郷党咸な悦婦す、享和元年巨資を投じ戸手村の溝洫を修し、旱水の思いなからしめたり、溝渠の延長一里、灌漑面積百町歩に達す」(「財団法人義倉事蹟一斑」)と社会事業に心血を注いだ。

- (6) 設立の準備段階で重要な役割を果たしたこの札座支配人藤作が如何なる人物かは明らかにならないが、札座支配人は岩田屋もつとめたことがあるので、福山城下町商人であったことは間違いない。

- (7) 帯屋(神野)利右衛門という城下の商人で、義倉出資者の一人。「義倉設立の挙あるや、他の富家の鑿鉢を議して逡巡するを憤り、憤然起つてこの挙を賛し以て其の設立をして容易ならしめたり」(「財団法人義倉事蹟一斑」)とされている。

- (8) 神辺の大庄屋藤井料助。普茶山の門人で、寛政十年には中井竹山を訪うている。妻は備中岡田の三宅仙右衛門の女であり、

後述するように岡田藩の浦池左五郎から竹山の「社倉私議」を借り周兵衛に貸与したのは、この妻の縁故によるものである（立石定夫「福府義倉」「福山市立福山城博物館友の会だより」19・20号、一九八九・一九九〇年）。

(9) 軈の大坂屋（上杉家）一族は酒造業などを営む富豪であった。周兵衛が依頼した大坂屋は分家の宗三郎であったが、その経済力は本家を凌いでいたといわれる（前掲立石定夫「福府義倉」）。

(10) この理由について、「当時此の如き財団を設くるも其の永続するや否やの目途も確かならず、分配米金の如きも普通貸借利息に比すれば、其の三分の一にも足らざりしこと等に因りしならん」（『義倉略誌』昭和三年）という指摘は當を得ていると思われる。

(11) 大戸直純。木綿屋は府中市の代々の名家。天明八年には府中市で社倉をつくった実績があった。普茶山編「福山志料」にも「わかきより孝友美行多く」と紹介されている。

(12) 木綿屋久三郎の弟で、十五歳のとき城下吉津町の津国屋（福井家）の養子となり、二二歳には同町の宿老も務めた（前掲畑中「福山藩の義倉について」。なお孫の常一の代の明治十一年に福井家は義倉から脱退した（『義倉録』七番））。

(13) こうして福山からの出資一五〇貫目の内訳は、石井武右衛門（爾）六〇貫目、信岡平六三〇貫目、帯屋利右衛門三〇貫目、河相周兵衛一五貫目、津国屋常右衛門一〇貫目、木綿屋久三郎五貫目となった。「義倉沿革誌」（昭和四十年）では、木綿屋・津国屋兄弟の出資については「河相周兵衛出資の内を分譲す」とするが、確かに周兵衛三〇貫目のうちから一五貫目を兩人に

分譲したとする方が自然であり、周兵衛の「発端手続」の方が誤記であるように思われる。

(14) 『日本経済大典』第二十三卷、五六二頁。
(15) ただし「勘定帳」には、「当丑年御役所納め、但し定例通り」とあるだけで、役料とは記されていない。次号で後述するように、発足当初は役料としては認可されていなかった可能性も高い。

(16) この「発端手続」では人名や重要な固有名詞、あるいは強調している文には傍点が付されているが、「福府義倉」というように義倉のところにしか傍点が付されていないのである。つまり周兵衛は藩有を連想させる「福府」という語を認めていないのである。義倉の史料中、「福府義倉」という記載は「発端手続」のこの一語と、文政六年の「福府義倉御備銀積書」（『義倉録』一番）だけである。

(17) 周兵衛はこの「発端手続」を書いた二年半後の天保四年八月に亡くなるが、すでに隠居して楚宝と号していた。

(18) 「義倉財産所有権復旧訴訟書類」（明治二十四年）など。

2 「救法目論見」と「義倉一件伺書写シ」

ここでは文化元年十一月の「救法目論見」¹⁾と、翌二年十二月の「義倉一件伺書写シ」²⁾について検討する。

「目論見」の構造 「救法目論見」は周兵衛が各方面で説明をして、意見を聞きながら書き替えていき、最終的に「中山芹介様段々御添削成し下され候」（『発端手続』）で完成した

もてあり、これは善倉の全付御旨の概要であった。ここには中井竹山「社倉私議」のような救恤のみをめざした単純な利息計算ではなく、周兵衛が他者の意見を入れながら工夫をこらした計画書となっていたことがうかがえる。

まず福山と大坂五軒屋の調達人たちが出資する計三〇〇貫目は、「石州銀山払い替え」とすることとした。すなわち福山藩が石見大森銀山から借り入れていた銀の元利返済に立て替えることとしたのである。「発端手続」には「其の頃石州銀山御銀式百九拾式貫目御借財に相成り居り候分御払い切りに相成り、其の時節は諸国共に御借用増しに相成り候由の処、御当国の分御一手払い切りに相成り候故、石州表大評判に御座候、御入部の御年故別して大巻に相成り候」(傍点、原文のまま)とあるように、藩の借銀を一举に「払い切」ったのである。そしてその代償として「石州並年壹割半」の利息にあたる銀四五貫目を「来る丑年(文化二年)より卯年(文政二年)迄拾五ヶ年の間毎冬御下げ」渡されることとし、一五年の間に計六七五貫目を受取り、元銀三〇〇貫目は「夫れ切りにて元銀は指上げ切り」としたのであった。

この六七五貫目の使い道の大要は次のようである。二〇〇貫目を「御城下・鞆津・府中・松永・神辺等長立ち候者共へ月壹歩の利付」で一年間貸し付けることとした。この利銀は二四貫目となるが、うち二〇貫目を神社仏閣修復料をはじめとして「御家中御仕向銀」・「儒官耆人素読師式人御召抱え」

や「匠師の並寄米」との米を買入れの用に充てしめて(叙述)。利息の残る四貫目は田地世話人役料や田地購入、あるいは勘定欠損の場合に備えておく予備費とした。また残る四五貫目は「田地塩浜等求むべき事」とした。しかし小作料純益三五〇石を得るためには「算面にては六拾貫余も不足仕り候え共、是は追々式百貫目貸廻し月壹歩利過ぎ出し候えば、年数積み候場にて算用通り」になるであろうとしている。小作料純益三五〇石のうち、一一年目の文化十二年から一〇〇石が調達人へ下げ渡され、二五〇石を「窮民御救い御手当て毎年御積米」と割りふったのであった。

しかし毎年四五貫目ずつの下げ渡し銀で運営していくので、実際の予算案は表1のようになる。「目論見」のように貸付銀が二〇〇貫目をこえるのは文化七年暮になってからであり、二〇〇貫目をこえた七貫七八匁で田地を購入し、文化八年から残り九年間の各四五貫目はすべて田地購入費として注ぎこまれる。なお社会事業費や役料などの行事費等は二〇貫目とされたことは前述したが、この六年間は田地を購入していないので、「調達人共の内大坂より耆人、地方より耆人ずつ年番掛り相定め、每春秋田地見廻り仕るべき役料」六〇〇目が不要なので一九貫四〇〇目とされているのである。

下げ渡し米銀と役料 次に「発端手続」でも取り上げられた「役料」の問題と「下げ渡し米銀」についてみておこう。畑中論文や「広島県史」などにおいて、下げ渡し米銀と役料

を混同しているとい
うか明確に區別して
いないが、両者は本
来區別される性格の
ものであり、區別し
ないと義倉の歴史的
性格にもせまること
はできないと思われ
る。

下げ渡し米銀は出
資に対する配当金で
あり、役料は勤務に
対しての義倉からの
給与である。調達人
(出資者)への配当
は毎年銀六貫目が
あったが、これは米
にして定額一〇〇石
が支給された。この
銀額六貫目はどこか

ら出てきたのであるうか。「救法目論見」によれば、石見銀
山での借銀は借銀だけに限らず「彼の地御役人中御付届け」
や、「口入人共へ御会釈」料の出費があり、また「拝借人惣

表1 文化2年から6年間の運営見積り (単位、銀匁)

	a 前年度 より繰越	b 「御下 げ利」	c 行事 費等	d 貸廻し銀 (a+b-c)	e 利息 収入	計 a = (d+e)
文化2年	—	45,000	19,400	25,600	3,072	28,672
3	28,672	45,000	19,400	54,272	6,512	60,784
4	60,784	45,000	19,400	86,384	10,366	90,750
5	90,750	45,000	19,400	122,350	14,682	137,032
6	137,032	45,000	19,400	162,632	19,515	182,148
7	182,148	45,000	19,400	207,748		

注)「救法目論見」による。なお小数点の分以下は切り捨てた。

代」が「往返諸雜用」などを合わせるとおよそ六貫目となる
という。これを一〇年間支給され、一一年目以降は前述の小
作料収入から米一〇〇石が支給されることとしている。また
この他にも貸付銀の利息収入のうちから五貫目が「調達人共
へ永代下さるべき分」として下げ渡された。両者あわせて銀
額にして一一貫目であるから、出資銀三〇〇貫目の配当率と
しては三・六七%であり、当時の利率からすれば著しい低率
の配当額といえよう。

「目論見」に計上された役料については、「義倉掛り年番の
御家中御役料」が一貫三七〇目、「鞆津世話取老人役料」が
一〇〇目、「田地見廻り」役料が六〇〇目とされている。問
題は義倉掛り年番の役料である。その前に図1をみていただ
きたい。文化二年から文化五年までは城下宿老(岩田屋庄左
衛門・鉄屋三右衛門)一名と大庄屋(門田儀右衛門・河相清
兵衛ら)二名が掛り年番として運営にあたっていたことがわ
かる。「御家中役料」とあるので藩士も運営に関わっていた。
文化元年十二月に任命された年番掛りは、郡奉行藤井安左衛
門・代官横井慶蔵・割元堀内勇七・郡方帳元岡本膳兵衛・代
官手代神藤平右衛門の五名であった。彼らが義倉運営にか
に関わっていたのかは明らかにならないが、調達人と義倉運
営のメンバーが分離して出発したことは明らかである。「官府
がこれを管理」する義倉では当然のことといわざるをえない。

文化二年十二月に彼らへ支払われた役料をみると、堀内勇

表2 義倉年番の役料 (文化7年)

役 職	役 料	銀換算
御席	金10両	600匁
御元締	金 5 両	300
靱御奉行	銀 2 枚	87.7
町御奉行	金 5 両	300
郡御奉行	金 5 両	300
大御目付	金 5 両	300
御取締方	銀 5 枚	219.3
御勘定組頭	銀 5 枚	219.3
吟味役	銀 2 枚	87.7
御代官	銀 5 枚	219.3
靱御取締	金 1 両	60
御歳奉行	金 1 両 2 分	90
御元方奉行	銀 2 枚	87.7
中番所運上改役	金 2 両	120
御普請奉行	金 1 両 2 分	90
御帳元*	金 3 両	180
御徒士目付	銀 2 枚	87.7
靱御徒士目付	金 1 両	60
郡方割元	銀 3 枚	131.6
御取締方下役	金 1 両	60
御郡方帳元	金 3 両	180
御歳手代*	金 1 両	60
寺社手代	銀300目	300
御代官手代	金 3 両	180
吟味役下役	金 3 分	45
御元方小奉行	金 3 分	45
御普請小奉行*	金 1 両	60
十人目付	金 3 分	45
大庄屋*	銀430匁	430
町方世話取宿老	銀200目	200

注)「義倉一件帳」により作成。なお役職の*は複数人(おそらく2人)であることを示す。

では実務を扱っていた帳元などへしか褒美銀は与えられていなかったが、元締や各奉行にも役料が支払われることになったのである。まさに「発端手続」でいうところの「下女の焚き候飯は戴き給へ候ものにこれ無く候え共、一旦神仏へ備え御下がりと相成り候えば口を濯ぎ頂戴仕り候」(傍点、原文のまま)という比喩の通りになったのである。¹⁰⁾

「義倉一件伺書写シ」の意味「義倉一件伺書写シ」¹¹⁾はのちに付けられた表紙の題名で、もとは「義倉年中行事伺書覚」であり、河相周兵衛が文化二年十二月に義倉年番で郡方帳元の岡本膳兵衛へ「恩意恐れ乍伺上げ奉り候」と、義倉運営に関して意見を述べたものである。内容は銀四五貫目と米一

〇〇石が毎年下げ渡されることについて、「取行い方」を願ひ出るかたちをとっており、以下、二九ヶ条にわたる意見を述べている。第一条は「諸向き年々仕向方の儀右積り帳の通り、当時は此の銀の内より指出し、後年に相成り候ては貳百貫目の貸付利銀より出させ候事」と総論を述べ、第二条以下が各論となっている。

第二条から第五条は、儒学や医学などへの補助を含む社会事業に関する意見書である。第六条から第十三条までが貸付銀と田畑購入および救恤に関するものであり、第二四条からは勘定帳の作成などについての注文となっている。各論の内容については適宜後述することとするが、ここでは河相周兵

衛がこの意見書を岡本膳兵衛に提出した背景にふれておきたい。この点については前節でも指摘しており重複するが、義倉の運営から排除された周兵衛ら調達人が藩の義倉運営に不安を感じており、実務担当の岡本に念を押ししたものがこの「義倉一件伺書」である。しかも周兵衛は岡本だけではなく、第二九条に「先だつて西内宇兵衛様へ御咄し書指上げ候条々も厚く御考え合い成し下され度事」とあるから、他の実務者へも意見を述べていたことがわかる。

一、右貸付人頭毎冬御撰びの節、調達人へも御相談成し下され度事（第七条）

一、田地塩浜等御求めの節、直段の押し合いは調達人共へも御相談成し下され度事（第一〇条）

右のほかにも「毎年小日記帳・米銀勘定帳」を調達人にも披露すべきことを求めており、調達人として義倉の運営に関して綱引きを演じようとしているのである。

〔注〕

- (1) 「義倉録」一番所収。
- (2) 新市町・信岡家文書。
- (3) 石見銀山への藩の借銀利子を立て替えた事例としては、寛政十年に府中市の豪商延藤吉兵衛が「石州行き年賦銀」として銀五四貫目を献上している（延藤家文書「未正月算用帳」寛政十一年）。

(4) 三〇〇貫目を年利一五%の一五年賦で元利返済する場合は、返済総額が六六〇貫目となるので、おそらくこの銀額を目安としたものと思われる。

(5) 先に田地購入代が六〇貫目の不足となることを紹介したが、それは残る九年間の下渡ししが計四〇五貫目であり、六年めに二〇〇貫目を超過した八貫弱を加えても四七五貫目にはおよそ六〇貫余が不足することになる。

(6) (8) 「義倉一件帳」。

(9) 「義倉録」一番。

(10) ただし文政六年の「福府義倉御備銀積書」（「義倉録」一番）において、「御役料の儀も朱子の常平倉に無くては相統せずと社倉私議に御座候、厚く御賢慮成し下され度」と述べられているので、表1の役料の一部が中断されていた可能性も高い。

(11) 新市町・信岡家文書。

3 義倉の運営と福山藩

義倉貸銀の初期の借り手 前節で掲げた表1によれば、初年度の貸銀額は二五貫六〇〇目の予定であったが、儒学料や医学への仕向銀が支出されなかつたので、三一貫八三七匁余が「当丑有銀辻御貸付に成る」分となつた。¹⁾ 藩からの銀四五貫目は「目論見」では「毎冬」、「義倉一件伺書」では「毎年十一月中」に下げ渡されるとしていたが、実際は十二月で、しかも歳も押し詰まった二十八日頃に支払われた。したがって初年度とはいいながら、諸種の経費と調達人たちへの配当

米銀を支払ったあとの三一貫八三七匁余が、貸銀に出されたのは文化二年の大晦日前であった。

ではこれらの銀の借り手は誰であったのだろうか。文化二年十二月二十八日、調達人の河相周兵衛と帯屋利右衛門が二五貫六〇〇目を月一步の利足で預かった。また六貫四〇目が「御那方御帳元様御筆筒預り」、残る一九七匁余は義倉年番掛りの岩田屋庄左衛門が預かった。これらともに無利子である。翌正月三十日には河相周兵衛と帯屋利右衛門は元利合わせて二五貫八五六匁を義倉に返済した。そして年番掛りは二月には城下の商人今津屋・草戸屋ら四人に五貫目ずつ、安那郡川北村菅波武十郎（神辺本陣）に三貫六四〇目、芦田郡福田村小野新四郎（大庄屋）に四貫目、芦田郡高木村権八（地主）に四貫目を融資した。これらは十一月三十日までの一〇ヶ月間の融資であり、返済額は元利合わせて三五貫七七匁余に増えた。この文化三年十二月二十八日には差引勘定の結果、貸付額は五八貫目余となった。ところがこの銀額はすべて信岡平六・河相周兵衛・帯屋利右衛門の三人に一年を通じて貸付けられたのである。文化四年十二月も九二貫目余が平六と周兵衛に貸付けられており、わずかに神辺の藤井料助が三貫五〇〇目を借りているにすぎない。なぜ調達人たちが一年を通じて融資を受けているのであろうか。

この点については「義倉録」では何も述べられていないが、おそらく積極的に融資を受けようとする豪農商がいなかった

からではないだろうか。義倉に対して豪農商の不信感があつたかどうかはわからないが、いずれにしても借り手がおらず、やむなく調達人たちが責任を感じて借り入れ元利銀を支払ったものと思われる。

義倉財産の没収と調達人の運営参加 文化五年暮、これまで「丑寅卯辰冬迄の元利辻」一三一貫目余のうち、銀一二一貫目余を藩は突然「御口入」としたのであった。しかも「御除算」（＝無返済）とし、事実上義倉の銀を召し上げたのである。まさに周兵衛の不安は的中したといえよう。このときの藩側の説明は「義倉録」にも「義倉一件帳」にも記されていないが、府中の豪商・延藤家が文化五年に一三四貫目、翌六年に八〇貫目の献金をしていることから、藩財政の都合による一方的なものであったと思われる。

ともあれ残りの一〇貫目と、銀四五貫目・米一〇〇石の下げ渡し米銀で再出発となった。元来、文政二年まで一五年間下げ渡されることになっていた銀四五貫目は、文化六年から一五年間、すなわち文政六年まで下げ渡されることとなり、米一〇〇石も文化十一年までの予定であったが、文政元年まで支給されることとなった。藩の方も一応は当初の約束を守らざるをえなかったのである。

そしてこのときをとらえて周兵衛がどのような運動をしたのかわからないが、帯屋利右衛門と河相周兵衛の二人が調達人を代表して義倉の運営に参加することが許可されたのであ

る、図1に示したように、文化六年から調達人二名、大庄屋二名、城下町宿老一名の計五名による義倉の運営となった。

調達人へ配当として払下げられていた米一〇〇石の最終年度にあたる文政元年、河相清兵衛（新規出資）・信岡栄治・石井武右衛門・神野利兵衛・千田村定次郎（新規出資）の五人が二〇貫目ずつ計一〇〇貫目を出資した。そしてこの銀一〇〇貫目は大坂五軒屋に手渡され、これを受け取った大坂五軒屋の出資は解消されることとなった。このあたりの事情を「発端手続」は次のように簡潔に述べている。

文政元年大坂五軒屋出銀百五十拾貫目を返償の時、五軒屋に於いては庫中に積り置く銀を出せるもの故利息を要せずとて、年々義倉より分配せる米銀を元金返償に計算し、百貫目にて皆済となりたる

こうして義倉は福山城下および近郊農村に居を構える八家のみの出資となった。さらに図1に示したように、銀四五貫目の下げ渡しを終了する文政六年、大庄屋ら三名の義倉掛り年番が廃止され、調達人のうち三名が義倉勘定掛りとなって運営の主体を確立したのであった。しかしこの辺の事情は記録として残されていないので断定はできないが、周兵衛らの粘り強い意見陳述と義倉に対する熱意に藩側が折れたのではないだろうか。畑中論文をはじめ、「藩と結託して」というような評価がまみられるが、それは一面的といわざるをえない。文政四年、調達人たちは「御用に付き此法銀御借上げ

此節も御座候え共、何卒以後は堅く御法度に御極め置き成され度」と、義倉銀のうちから口入銀として借り上げることが廃止するよう要求しているように、決して藩に従属しているわけではなく、「万代不朽」の存続のためにはいづべきことは強く主張したのであった。

現実的な運営をめざして、河相周兵衛は「発端手続」において、「貸付利潤の義何程利安に御座候ても、則ち利を取り候にて救法の意に叶い申さず」と、貸銀利息による義倉の運営を本当は適切でないと考えていた。では何が理想的であるかといえば、「御当国の義田地地子米を元といたし候義、是は其の年々地所より産出、則ち地子米にて何卒往々田地のみにて諸救い足り候様仕り度」と、小作料による義倉運営を理想的であると考えていたようである。

一、貸付方は在町朝有福のもの共御撰び、毎年入替え十一月中に御貸渡し、十二月より月壹歩の利付、翌年十一月廿五日切に元利返済、尤も掛屋へ納め仕らす事

但し、貸付と申すはこれ無く、有福のもの撰び立て預け銀と申すに御座候えば、若し哉預け主身代不評判もこれ有り候節、途中にも引き上げ預け替え申すべき事。

右は義倉発足にあたって周兵衛が岡本膳兵衛に申し入れた一か条である。周兵衛が貸付銀ではなく「有福のもの」への預け銀であると力説しているのも、貸付による利息で義倉の

運営をすることが「救法の意に叶い申さず」と認識していたからである。しかし前述したように、「有福」の者への預け銀は当初はうまく機能しなかった。貸付銀については次章一節で詳述するが、調達人以外の者が預け銀を受け入れたのは文化七年からであった。⁽¹⁰⁾しかし周兵衛らの認識は理想的認識として、実際には現実の社会に対応せざるをえなかった。すなわち文政年間に入る頃より「有福のもの」でない者にも融資を開始したのであった。また「貸付利銀・田徳地利米」についても、「一方欠け候ても一方にて事済み候様仕置き度」とし、「残らず田徳に致し然るべく申す人も御座候え共、一円に凶作も計り難く」と貸付銀の利息収入にも重きをおくようになった。⁽¹¹⁾そして「貸銀の儀も世の中融通に御座候えは無くては事欠けに候、貧福共に世の道具に御座候」と付け加えているように、資金融通が地域社会の経済活動に必要不可欠であることを深く認識し、義倉の運営にあたらうとしているのである。

元銀払い揚げは期月に拘わらず拝借人勝手次第、居借り願い出の分は元銀の内老割宛元入れ、年々に目立たず払い済ませ、拝借方勝手能く取計い来り居り申し候、以後永年同断と存じ奉り候、然り乍ら不埒これ有る節は御礼し質地取り上げ、村役人へ引き受け売り立てさせ、拝借銀元利不足なく勘定相立つべく儀は兼て嚴重に御取計い成され度、寛かなれば慈悲らしく候え共、下方怠け癖付

き候ゆえ却つて不慈悲と罷り成り候⁽¹²⁾。その際、右に示したように、義倉の調達人たちは決して世におもねっているのではない。それまで年末に元利共に返済させていたのを改め、元利の年賦返済を導入して借銀者の負担の軽減をはかっているが、その取立ては嚴重に行う旨を徹底しようとしているのである。

〔注〕

- (1) 「義倉勘定帳」(文化二年)。
- (2) 「義倉銀御貸付年々控」(文化二年)。
- (3) 「義倉銀御貸付帳」(文化四年)。
- (4) 「義倉辰年迄之有銀已冬勘定帳」(文化六年)。
- (5) 府中市・延藤家文書「御口入銀之覚」(年不詳)。
- (6) 「出資二関スル重要書」(文化十五年)。河相清兵衛は周兵衛の姉の子で、定次郎は周兵衛の娘婿で、尾道の葛西家(泉屋)から養子として入り料兵衛と名乗った。なお河相家は周兵衛の家を「岡河相」と称し、清兵衛の家を「吉水河相」、料兵衛の家を「宮本河相」と称した。信岡榮治は平六の子で、神野利兵衛は利右衛門の子である。またこのとき三〇貫目を福山入川の掘り浚え費用として藩に呈上した。
- (7) 安政二年からは四名となった。
- (8) (13) 「義倉行事願文」(文政四年)。
- (9) 「義倉一件何書写シ」(文化二年)。
- (10) 「義倉銀御貸付帳」(文化七年)。

- (11) これはこの文政六年が明和七（一七七〇）年以來の大凶作で、
義倉田の小作料収入が大幅に落ち込んだことが背景にあった。
- (12) 「福府義倉御信銀積書」（「義倉録」一番）。